

# 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

## 令和5年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。

県内約102万人の児童・生徒等のうち、約24%に当たる約25万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、

神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。

そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

### ○ 私学助成の考え方

神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

### ○ 令和5年度の私学助成予算は総額660億429万円

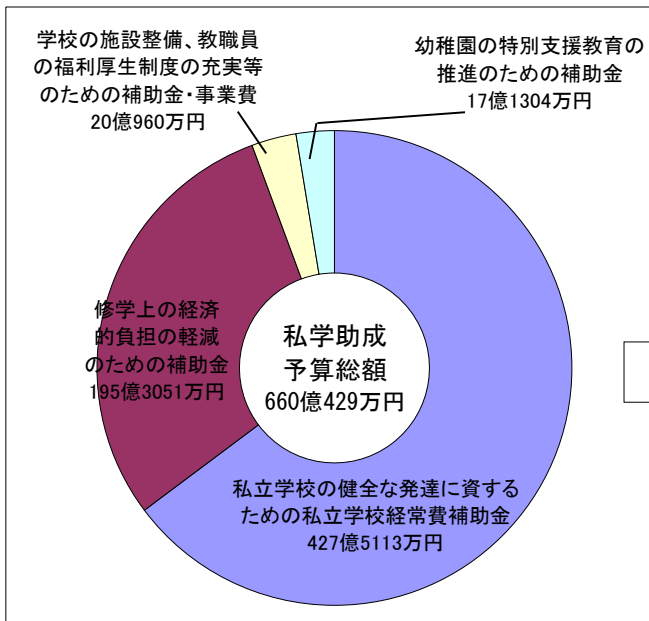
※1万円未満切捨て

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

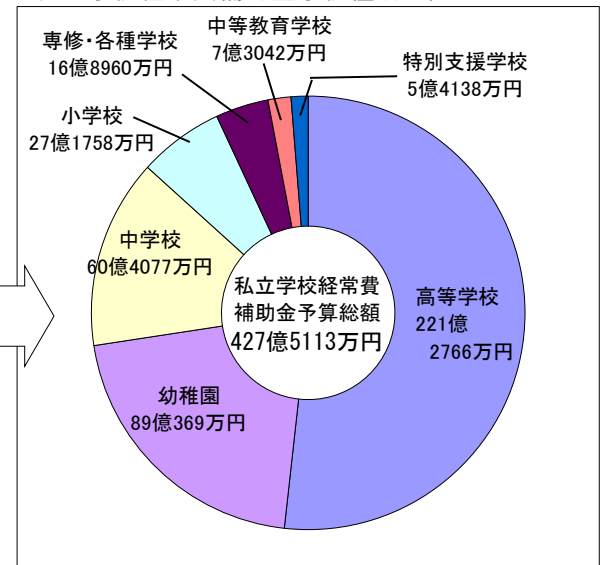
令和5年度私学助成予算は、総額660億429万円（対前年度8644万円減）を計上しています。（令和5年4月1日現在）

### ○ 令和5年度の私学助成予算の内訳

\* 私学助成予算事業別内訳



\* 私立学校経常費補助金学校種別内訳



※事業別予算額の概要は、別紙に記載しています。

○ 私学補助予算の概要

事業名称等	令和5年度当初予算額	事業内容																																													
1 経常費補助 (1) 高等学校 (2) 中等教育学校 (3) 中学校 (4) 小学校 (5) 特別支援学校 (6) 幼稚園 ※1 [預かり保育推進費補助] ※2 [地域開放推進費補助] (7) 専修学校・各種学校	42,751,134 22,127,663 730,425 6,040,779 2,717,585 541,385 8,903,693 [ 313,527 ] [ 127,000 ] 1,689,604 [ ] 金額は内数字	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正規の教育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域開放推進費補助事業 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																													
2 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,713,040	障害のある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																													
3 高等学校等就学支援事業費	9,860,828	<p><b>①高等学校等就学支援事業費</b> 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)、各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一般課程)・各種学校で一定の国家資格者養成施設の指定校</p> <p><b>②私立高等学校等生徒学費補助</b> 私立高等学校等に通う家庭の経済的負担軽減のため、一定の所得金額以下の県内在住の保護者等に対し、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 (生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象) ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)</p> <p><b>■補助上限額について</b> <input type="checkbox"/> 授業料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準税額(年額) ※市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額(父母の税額を合計)</th> <th>①高等学校等就学支援金</th> <th>②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>生活保護世帯(1月1日時点)</td> <td rowspan="2">396,000 (通信制297,000)</td> <td rowspan="2">60,000 (通信制159,000)</td> <td rowspan="2">456,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯(年収目安:約270万円未満)</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>154,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)</td> <td rowspan="5">118,800</td> <td rowspan="5">337,200</td> <td rowspan="5">118,800</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅳ</td> <td>203,100円未満世帯(年収目安:約700万円未満)</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅴ</td> <td>227,100円未満世帯(年収目安:約750万円未満)</td> <td>74,400 (多子世帯) 337,200 (多子世帯)</td> <td>193,200 (多子世帯) 456,000 (多子世帯)</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅵ</td> <td>251,100円未満世帯(年収目安:約800万円未満)</td> <td>対象外 (多子世帯) 337,200 (多子世帯)</td> <td>118,800 (多子世帯) 456,000 (多子世帯)</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅶ</td> <td>304,200円未満世帯(年収目安:約910万円未満)</td> <td>対象外 (多子世帯) 74,400 (多子世帯)</td> <td>118,800 (多子世帯) 193,200 (多子世帯)</td> </tr> <tr> <td>区分外</td> <td>304,200円以上世帯(年収目安:約910万円以上)</td> <td colspan="2">対象外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。 ※多子世帯は、15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯を指します。 ※上記の表の「年収目安」は、モデル世帯(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。 <input type="checkbox"/> 入学金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>②学費補助金(入学金分)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>上記の、区分Ⅰ・Ⅱの方</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の、区分Ⅲ～Ⅴの方</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>		基準税額(年額) ※市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計	区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	396,000 (通信制297,000)	60,000 (通信制159,000)	456,000	区分Ⅱ	県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯(年収目安:約270万円未満)	区分Ⅲ	154,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	118,800	337,200	118,800	区分Ⅳ	203,100円未満世帯(年収目安:約700万円未満)	区分Ⅴ	227,100円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	74,400 (多子世帯) 337,200 (多子世帯)	193,200 (多子世帯) 456,000 (多子世帯)	区分Ⅵ	251,100円未満世帯(年収目安:約800万円未満)	対象外 (多子世帯) 337,200 (多子世帯)	118,800 (多子世帯) 456,000 (多子世帯)	区分Ⅶ	304,200円未満世帯(年収目安:約910万円未満)	対象外 (多子世帯) 74,400 (多子世帯)	118,800 (多子世帯) 193,200 (多子世帯)	区分外	304,200円以上世帯(年収目安:約910万円以上)	対象外				②学費補助金(入学金分)	(円)		上記の、区分Ⅰ・Ⅱの方	210,000		上記の、区分Ⅲ～Ⅴの方	100,000
	基準税額(年額) ※市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計																																											
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	396,000 (通信制297,000)	60,000 (通信制159,000)	456,000																																											
区分Ⅱ	県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯(年収目安:約270万円未満)																																														
区分Ⅲ	154,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	118,800	337,200	118,800																																											
区分Ⅳ	203,100円未満世帯(年収目安:約700万円未満)																																														
区分Ⅴ	227,100円未満世帯(年収目安:約750万円未満)				74,400 (多子世帯) 337,200 (多子世帯)	193,200 (多子世帯) 456,000 (多子世帯)																																									
区分Ⅵ	251,100円未満世帯(年収目安:約800万円未満)				対象外 (多子世帯) 337,200 (多子世帯)	118,800 (多子世帯) 456,000 (多子世帯)																																									
区分Ⅶ	304,200円未満世帯(年収目安:約910万円未満)				対象外 (多子世帯) 74,400 (多子世帯)	118,800 (多子世帯) 193,200 (多子世帯)																																									
区分外	304,200円以上世帯(年収目安:約910万円以上)	対象外																																													
	②学費補助金(入学金分)	(円)																																													
	上記の、区分Ⅰ・Ⅱの方	210,000																																													
	上記の、区分Ⅲ～Ⅴの方	100,000																																													
4 私立学校生徒学費緊急支援補助金	20,163	保護者の失職、倒産、長期療養などにより、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の中等教育学校(前期課程)、中学校、小学校 ・補助額 90,000円～168,000円(所得により異なる)																																													
5 被災児童生徒就学支援補助金	5,685	東日本大震災・大規模災害により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																													
6 外国人学校生徒等支援事業費	177,051	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担軽減を図るために補助します。																																													
7 私立高校生等奨学給付金事業費	602,256	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程) 各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一般課程)・各種学校で一定の国家資格者養成施設の指定校 ・支給額																																													
8 私立幼稚園利用給付費負担金	4,147,988	子どもたちに質の高い児童教育の機会を保障するため、幼児教育無償化の経費として市町村が行う給付費の一部を補助します。																																													
9 実費徴収補足給付事業費補助	24,628	幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、副食材料費の一部として市町村が行う給付費の一部を補助します。																																													
10 私立専門学校修学支援負担金	1,190,422	低所得者世帯を対象に、社会で自立し活躍できる人材を育成するために授業料等減免を実施する私立専門学校に対し補助します。																																													
11 私立学校施設耐震診断調査費補助	3,906	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対し補助します。																																													
12 私立学校振興資金利子補給費	7,225	教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに利子の一部を補給します。																																													
13 私学団体助成費	6,400	私立学校教育の振興を図るため、中学高等学校協会他4私学団体及びその他2団体の研修事業等に対し補助します。																																													
14 私立学校教職員退職金制度補助金	953,619	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助します。																																													
15 日本私立学校振興・共済事業団補助金	726,780	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の振興に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して補助します。																																													
16 その他	311,676																																														
合計	66,004,297																																														

\* 3～7、10の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。



神奈川県

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ(045-210-3772、045-210-3774、045-210-3793)  
横浜市中区日本大通1 丁231-8588